

山形県と株式会社ファミリーマートとの 地域活性化に関する包括的連携協定

山形県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることにより山形県内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が密接な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 山形県産品オリジナル商品の開発・販売に関すること
- (2) 健康増進・食育に関すること
- (3) 観光情報・振興に関すること
- (4) 地域防災への協力に関すること
- (5) 地域の安全・安心に関すること
- (6) 子ども・青少年育成に関すること
- (7) 高齢者・障がい者支援に関すること
- (8) 環境対策・リサイクルに関すること
- (9) その他、県民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙の書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定の定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成24年 2月17日

甲：山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉 村 美 栄 子

乙：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長

上 田 準 二